

茨城県警察及び千葉県警察の広域初動捜査等に関する協定について

平成7年6月2日例規（警）第28号

（概要）

この例規通達は、茨城県公安委員会と千葉県公安委員会との間において締結された「茨城県警察及び千葉県警察の広域初動捜査等に関する協定」（平成7年6月2日付け）及び同協定に基づき茨城県警察本部長と千葉県警察本部長との間において締結した「茨城県警察及び千葉県警察の広域初動捜査等に関する協定実施細目」（平成7年6月2日付け）の趣旨、内容、解釈等について定めたものである。